

1. 「町田市環境白書」について

「町田市環境白書」は、町田市環境基本条例第16条に基づき、毎年の環境状況及び環境施策に関して取りまとめ、報告・公表するものです。

1.1. 「町田市環境白書」の役割

町田市では、環境施策の基本となる環境像を定め、その実現に向けて分野ごとに目標及び施策を策定して総合的に推進するための計画である「第二次町田市環境マスタープラン」（以下、「環境マスタープラン」といいます。）と、町田市と市民、事業者が環境への負荷低減に寄与するための行動の方向性を示した「アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」（以下、「アクションプラン」といいます。）を2012年度に、「後期アクションプラン」を2017年度に策定しました。

「町田市環境白書」は、この「環境マスタープラン」「アクションプラン」に基づき、環境施策の進捗状況、目標達成状況を点検・評価し、市民に公表すること及び町田市を取り巻く環境の現状を周知することを目的としています。また、町田市の環境に関する「年次報告書」としての役割も担っています。

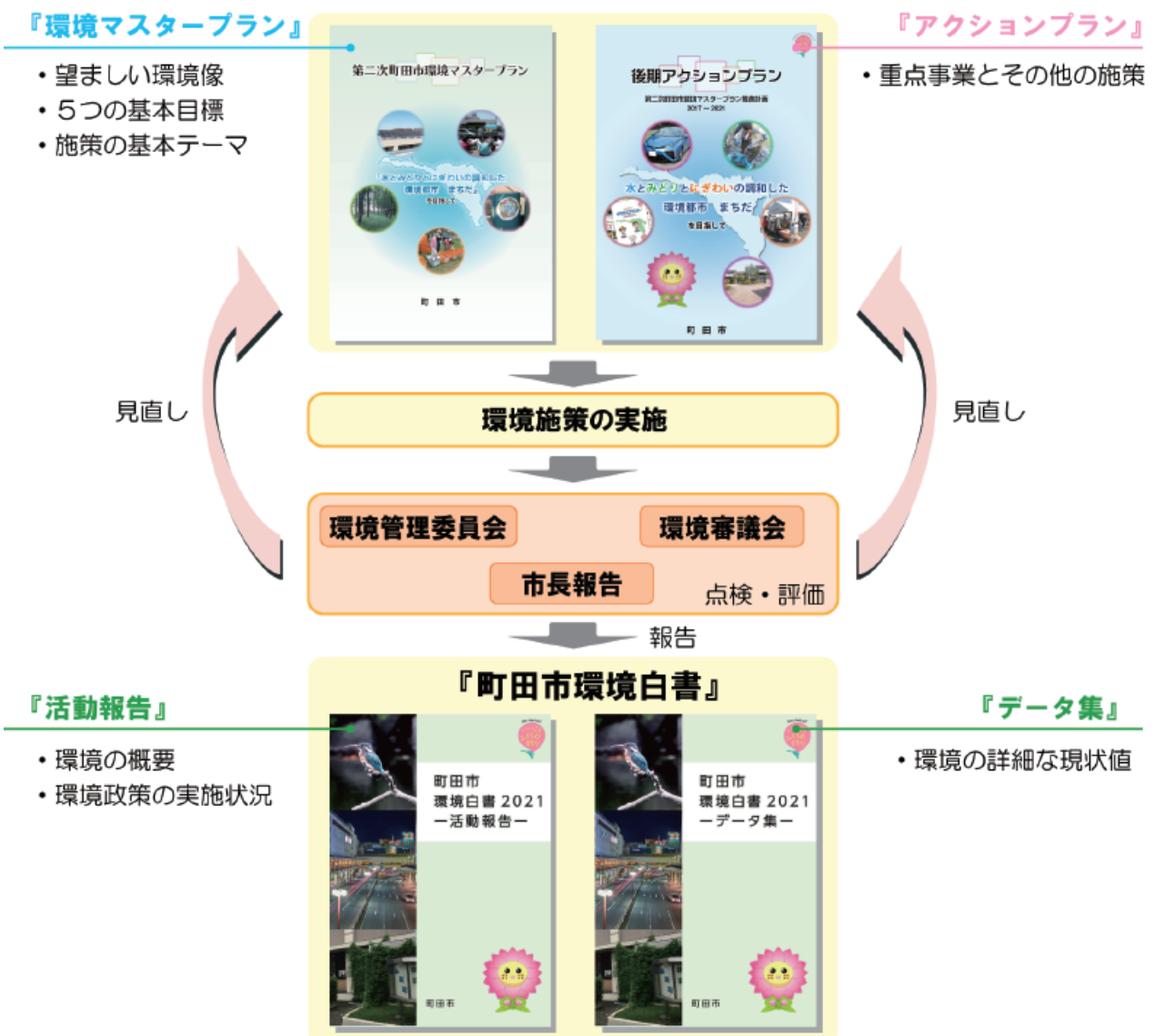


図 環境白書の位置づけ

1.2. 「環境マスタープラン」について

「環境マスタープラン」は、3つの環境領域(「地球環境」「自然環境・歴史的文化的環境」「都市環境」と、環境施策へのさまざまな主体の参画を促進するために必要となる「環境学習と協働」を対象範囲としています。

町田市の望ましい環境像として「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」を掲げ、これを実現するために市民・事業者・行政が連携して進める5つの基本目標・各種施策を設定しています。

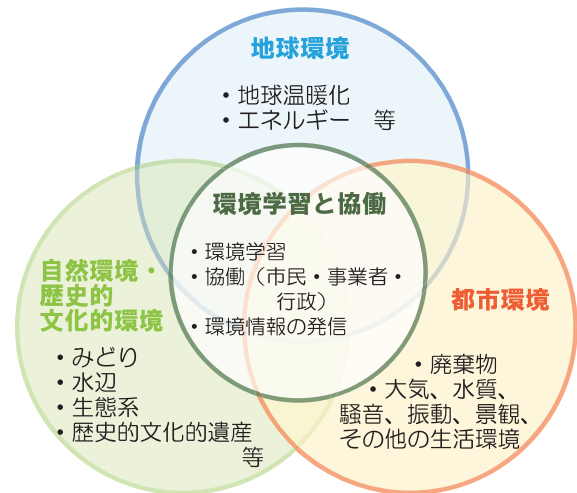


図 計画の対象とする範囲

環境像

「基本目標」と「施策の基本テーマ」

水とみどりとにぎわいの調和した環境都市
まちだ

1. 地域で取り組む地球温暖化の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

- [1] 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します
- [2] 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります
- [3] 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます
- [4] 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

- [1] みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます
- [2] 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます
- [3] 生物多様性の保全を進めます
- [4] 谷戸の環境と農地・農業を守ります
- [5] 歴史的文化的環境を守ります

3. 持続可能な循環型社会の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

- [1] ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します
- [2] ごみの発生抑制、再使用を進めます
- [3] ごみの資源化を進めます
- [4] ごみの適正な排出・処理を進めます

4. 良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

- [1] 大気汚染の防止に努めます
- [2] 良好な水質の確保に努めます
- [3] 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります
- [4] 美しいまち並みづくりを進めます

5. 環境に配慮した生活スタイルの定着

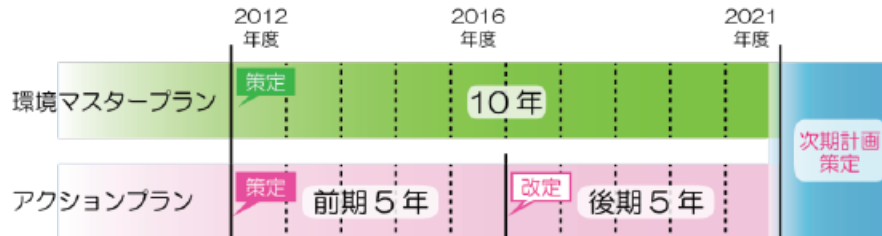
～学び・協働で進めるまちづくり～

- [1] 次世代を担う子どもの環境学習を進めます
- [2] 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します
- [3] 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

1.3. 「アクションプラン」について

「アクションプラン」は、「環境マスタープラン」の「望ましい環境像」と5つの基本目標の実現を目指し、町田市の取り組み、また市民、事業者の方がそれぞれの立場で、あるいは協働で取り組んでいただく内容を示した推進計画です。

「アクションプラン」は、2012年度から2016年度までの5年間を前期期間、2017年度から2021年度までの5年間を後期期間としています。後期アクションプランは前期の取り組み成果を発展させ、また環境を取り巻く状況や社会変化を踏まえ、改定したものです。



●後期アクションプラン

後期アクションプランでは、市が重点的に取り組む事業として31の重点事業を定めています。

『後期アクションプラン』の重点事業

- | | | |
|----------------------------|----------------------|-------------------------|
| 1. 地域で取り組む地球温暖化の防止 | 1 | 「わたしのエコ宣言」による家庭での取り組み支援 |
| | 2 | みどりのカーテン等の積極的な導入 |
| | 3 | 歩道の透水性舗装の整備 |
| | 4 | 路線バス利用環境整備 |
| | 5 | 水素ステーションの誘致 |
| | 6 | エコドライブの周知、普及・啓発の実施 |
| | 7 | 特別緑地保全地区等の指定拡大 |
| 2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全 | 8 | 都市計画公園の用地取得・整備 |
| | 9 | 水辺の魅力の発信 |
| | 10 | 生物多様性情報拠点機能の構築・充実 |
| | 11 | 北部丘陵の整備 |
| | 12 | 遊休農地のあっせん |
| | 13 | 観光交流拠点を活用したイベントの実施 |
| 3. 持続可能な循環型社会の構築 | 14 | 情報発信拠点としてのリサイクル広場の活用 |
| | 15 | ごみ減量に関する出前講座の充実 |
| | 16 | 食品ロスの啓発等、各種キャンペーンの実施 |
| | 17 | 事業所向け情報提供の実施 |
| | 18 | 生ごみ処理機の導入促進 |
| | 19 | ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討 |
| | 20 | 熱回収施設等の整備 |
| | 21 | 資源ごみ処理施設の整備 |
| | 4. 良好な生活環境の創造 | 22 |
| 23 | | 下水道未整備箇所の污水管整備の推進 |
| 24 | | 下水処理水の水質向上 |
| 25 | | 有害化学物質の適正管理・処理の指導 |
| 26 | | 生活風景宣言等による良好な景観づくり |
| 5. 環境に配慮した生活スタイルの定着 | | 27 |
| | 28 | 子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施 |
| | 29 | まちだエコ宣言制度の推進 |
| | 30 | ホームページの充実による情報集約・発信 |
| | 31 | ごみ減量サポーターの地域活動支援 |